

令和8年度小規模事業者事業継続支援補助金 (令和6年能登半島地震) 公募要領

1. 事業の目的

令和6年能登半島地震による災害(令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和6年政令第5号)により指定された特定非常災害をいう。(以下「令和6年能登半島地震」という。))等により、施設や設備が損壊した小規模事業者等の事業継続を後押しするため、国の小規模事業者持続化補助金災害支援枠(以下「国持続化補助金」という。)の交付決定を受け、補助金の受取が完了した事業者に対して、石川県小規模事業者事業継続支援補助金(以下「県補助金」という。)を給付します。

2. 補助対象者

県補助金の補助対象者は、以下の要件を満たす国持続化補助金の交付決定を受け、**補助金の受取が完了**した石川県内に事業所を有する小規模事業者等です。

【国の持続化補助金について、以下の要件を満たす必要があります】

- ・小規模事業者持続化補助金の「災害支援枠」であること
- ・直接被害(補助上限200万円)での申請であること
- ・補助金対象経費(総事業費)が300万円を超えていること
- ・補助対象経費の全部または一部が、復旧に関する経費(建物の修繕費、機械の修理費または入替費等)であること

※具体的には、経費の全部または一部が、復旧を目的とする「委託・外注費」または「機械装置等費」等の申請で交付を受けている必要があります

※なお、復旧に直接関係のないソフト事業(広報費、展示会出展費等)のみの申請で交付を受けている事業者は、県補助金の対象外となります

3. 補助額

国持続化補助金の補助対象経費から300万円を減じた額に2/3を乗じた額(千円未満切捨)とし、**100万円を上限**とする。

【国持続化補助金の定額補助に該当する場合】

国持続化補助金の補助対象経費から200万円を減じた額を県補助金額とし、100万円を上限とする。

4. 申請期間

令和9年2月26日（金）まで [郵送：締切日当日消印有効]

5. 提出資料

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

- (1) 「石川県小規模事業者事業継続支援補助金申請書」(様式1)
※国持続化補助金の補助対象経費から300万円を減じた額に2/3を乗じた額を記載してください(上限100万円(千円未満切捨))。
※県補助金の振込口座は、国持続化補助金の振込口座(国補助金事務局に提出した精算払い請求書に記載された口座)を記載してください。
※申請書「3. 誓約」を確認の上、法人の場合は代表者が、個人事業主の場合は本人が、自筆で署名してください。
- (2) 国持続化補助金の申請時に添付した「経営計画書(国様式2)」
〔補助対象経費の全部または一部が、復旧に関する経費(建物の修繕費、機械の修理費または入替費等)であるかを確認するために提出が必要です。〕
- (3) 国持続化補助金の実績報告時に添付した「経費支出管理表」及び「支出内訳書(国様式第8)」
〔補助対象経費の全部または一部が、復旧に関する経費(1. 機械装置費等、10. 委託・外注費等)であるか及びその額を確認するために提出が必要です。〕
- (4) 国持続化補助金事務局に提出した「補助金精算払い請求書(国様式第9)」
〔県補助金申請書に記載した振込口座と国持続化補助金の振込口座が同一かを確認するために提出が必要です。〕
- (5) 国持続化補助金事務局から送付された「補助金交付決定通知書」
〔国持続化補助金が直接被害での申請であるか確認するために提出が必要です。〕
- (6) 国持続化補助金事務局から送付された「補助金確定通知書」
〔国持続化補助金の補助額を確認するために提出が必要です。〕

【国持続化補助金の定額補助に該当する場合】

定額補助に該当することを証明する書類の提出が必要です。

6. 申請方法

(1) 補助金申請の流れ

- ① 申請に必要な書類を確認の上、作成、用意してください。
- ② **令和9年2月26日(金)**まで（郵送：締切日当日消印有効）に、必要な提出物を全て揃え、以下（2）に記載の補助金事務局の住所まで郵送ください。

※申請に必要な添付書類の不足、記入漏れがあった場合、ご確認のため補助金事務局よりお電話させていただくことがあります。

(2) 申請書類一式の申請書の提出先・お問合せ先

小規模事業者事業継続支援補助金事務局

<提出先>

住 所：〒920-8203

金沢市鞍月2丁目20番地石川県地場産業振興センター新館3階

小規模事業者事業継続支援補助金事務局（石川県商工会連合会内）

※郵送で提出してください。

※封筒に「小規模事業者事業継続支援補助金申請書類在中」と記載ください。

<お問合せ先>

0120-110-464

※問い合わせの対応時間は、10:00~17:00（土日祝日を除く）です。

※以下の支援機関でも相談をお受けします。

能美市商工会	076-204-6815	金沢商工会議所	076-263-1151
山中商工会	076-204-6816	小松商工会議所	0761-21-3121
川北町商工会	076-204-6817	七尾商工会議所	0767-54-8888
美川商工会	076-204-6818	輪島商工会議所	0768-22-7777
鶴来商工会	076-204-6819	加賀商工会議所	0761-73-0001
白山商工会	076-204-6820	珠洲商工会議所	0768-82-1115
野々市市商工会	076-204-6821	白山商工会議所	076-276-3811
かほく市商工会	076-204-6822	金沢事業者支援センター	0120-867-100
森本商工会	076-204-6823	能登事業者支援センター	0120-262-380
津幡町商工会	076-204-6824	石川県商工労働部経営支援課	076-225-1525
内灘町商工会	076-204-6825		
羽咋市商工会	076-204-6829		
富来商工会	076-204-6830		
志賀町商工会	076-204-6831		
宝達志水町商工会	076-204-6832		
能登鹿北商工会	076-204-6833		
中能登町商工会	076-204-6836		
門前町商工会	076-204-6854		
穴水町商工会	076-204-6855		
能登町商工会	076-204-6856		